



第3章

第三次緑の基本計画・ 生物多様性戦略

- 1 計画の位置付け
- 2 計画期間と目標年次
- 3 計画の対象地域
- 4 計画の基本理念
- 5 水と緑の将来像
- 6 水と緑と生きものの18の拠点と
保全のための取り組み
- 7 計画の目標と基本方針
- 8 施策の体系
- 9 施策の内容
- 10 施策推進の役割分担
- 11 重点施策
- 12 計画の推進に向けて



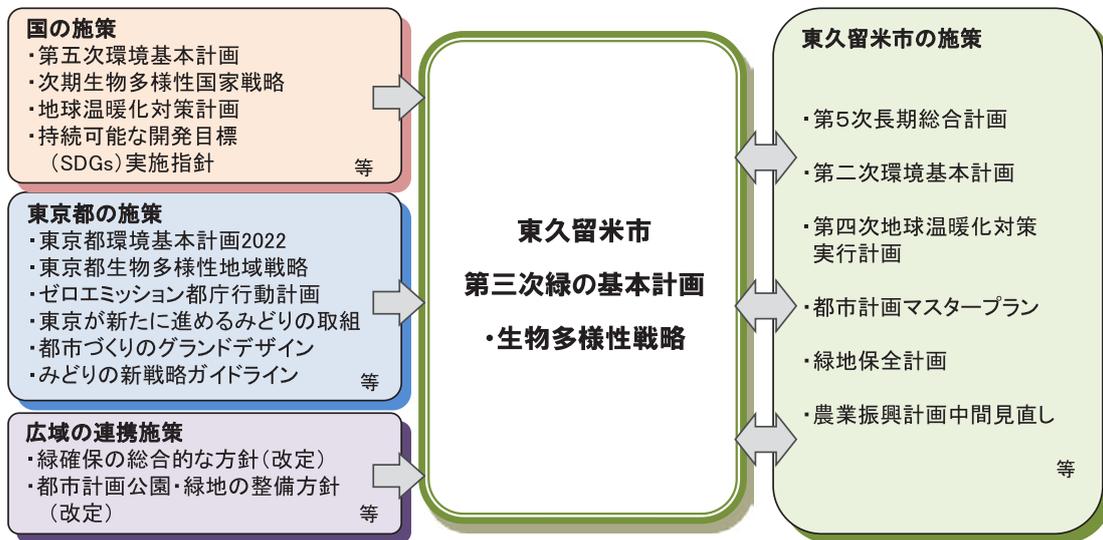
第3章

第三次緑の基本計画・生物多様性戦略

1 計画の位置付け

緑の基本計画は都市緑地法に基づき、これに包括する形で作成する生物多様性戦略(生物多様性地域戦略)は生物多様性基本法に基づき、東久留米市第5次長期総合計画を上位計画とし、同計画における「自然と共生する環境にやさしいまち」づくりのための計画として位置付けていきます。

本計画は、関連計画である「東久留米市第二次環境基本計画」、「東久留米市都市計画マスタープラン」「東久留米市農業振興計画中間見直し」や、広域の計画である「緑確保の総合的な方針(改定)」、「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」等と、施策や目標などの整合を図ります。



2 計画期間と目標年次

第三次緑の基本計画・生物多様性戦略の計画期間は、令和5年度から14年度までの10年間とします。

ただし、緑を守りつくる取り組みは、長期的な視点に立って計画し、実現していく必要があるため、今後の将来像を見据えた計画とします。

和歴	平成							令和															
	25	26	27	28	29	30	31/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
西暦	2013	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
	第二次緑の基本計画							第三次緑の基本計画															
	生物多様性戦略							生物多様性戦略															
	▲中間見直し																						

3 計画の対象地域

本計画の対象地域は、東久留米市内全域とします。なお、東久留米市域だけでは解決できない課題については、東京都や周辺市町村等と連携し対策を進めます。

4 計画の基本理念

東久留米市は「湧水・清流保全都市宣言」に象徴される水と緑の保全を進めています。これからも水と緑と人々が共生する豊かな環境を守り育て次世代につなげていく決意と、そのためには、市民・事業者・行政が連携し一体となった取り組みが必要であるとして

「水と緑と人のネットワークづくりをめざして」

を基本理念としました。

水は土を潤し緑を育て、緑は水を蓄えます。豊かな水と緑は多様な生きものを育み、生きものたちは自然の循環のなかで土地を豊かにするなど多くの恩恵を人々に与えています。このような関係を踏まえて「第三次緑の基本計画・生物多様性戦略」では、それらが一体のものとして、水と緑や動物などの多様な生きものを大切に、みんなが力を合わせて保全、回復、創出していくことを目指しています。

5 水と緑の将来像

基本理念のもとで目指す姿は、雑木林などのまとまった樹林地を中心とする地域の緑、それらをつなぐ川と湧水の水辺の緑、街路樹のある道や緑の散策路とそこにふれあう人々が有機的につながり、水と緑を守り育てる、人にも生きものにも優しいまちづくりです。

そこでは緑の質と量が確保され、湧水や清流の保全と必要な水循環がつけられ、多様な生きものが生育し、人々はそれらに親しみ守り育てています。





水と緑の将来像のイメージ

●水と緑と生きものの拠点・・・

緑には、生物の生息空間、湧水のかん養域、市民が憩い・活動する場所、防災上の拠点といった機能があります。このような機能を効果的に発揮するために将来にわたり保全、回復及び創出すべき「水と緑と生きものの拠点」とします。拠点の範囲については、生きものや生態系には境界がないことを踏まえ、行政区域を越えて記載している場合があります。

●水と緑と生きものの回廊・・・

水と緑の拠点をつなぎ、生きものが行き交うことのできる、河川・用水と川沿い・崖線上の緑、街路樹、散策路を「水と緑と生きものの回廊」とします。

●まちなみの緑・・・

市内全域に広がる農地や屋敷林、公園や学校などのオープンスペースや、住宅・事業所・公共施設と、その周辺の緑を「まちなみの緑」とします。



